

**入学料減免及び徴収猶予確認書
【令和8(2026)年4月学士課程入学者】**

入学料減免又は徴収猶予を申請いたします。

学域等名 融合学域 人間社会学域 理工学域 医薬保健学域
※該当学域等に☑を入れてください 総合教育部 (文系一括 理系一括)

学類等名
※総合教育部は不要

受験番号

氏名 (署名)

連絡先 (携帯)

連絡先 (Email)

該当する申請区分にチェック☑を入れ、**入学手続書類と併せて提出**してください。
入学手続システムの「学籍関連情報登録」では、「入学料免除（徴収猶予）」を「申請する」で登録してください。
申請の結果通知があるまで入学料を納入する必要はありません。

【申請区分】

【A】修学支援新制度（入学料・授業料減免及び給付奨学金）

- ① **予約採用候補者**：高等学校等在学中に給付奨学金「予約採用」に申込み、
採用候補者に決定している（貸与奨学金のみの奨学生採用候補者は対象外です）
採用候補者決定通知を確認し、決定した支援区分にチェック☑を入れてください
多子世帯で第I～IV区分としても採用されている場合、それぞれにチェック☑してください。
 第I区分（全額の支援） 第II区分（2/3の支援）
 第III区分（1/3の支援） 第IV区分（1/4の支援）
 多子世帯（全額の支援）
- ② **給付奨学金「在学採用」申込予定者**：入学後4月に「在学採用」で申込む
多子世帯[†]への支援の希望者は、「在学採用」に申し込んでください。
- ③ **家計急変採用申込予定者**：入学後4月に「家計急変」で申込む

【B】本学独自の入学料免除 (以下に該当する者のみ申請できます。)

- ① **大規模災害等による家計急変者（Aと併願可能）**
能登半島地震・能登豪雨等の大規模災害（激甚災害又はこれに類するもの）又は新型コロナウイルス
感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生対象

【C】本学独自の入学料徴収猶予 (以下に該当する者のみ申請できます。)

許可された場合、入学料の納入期限を令和8年9月30日まで延長します。免除ではありません。

- ① **外国籍で、修学支援新制度の対象とならない者**

[†] 令和7年4月から多子世帯の学生への入学料・授業料無償化が開始されました。授業料等の無償化には所得制限はありませんが、給付奨学金の支給には所得制限があります。